

## 平成 2 5 年度健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定に基づく  
健全化判断比率

（単位：％）

|         | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 健全化判断比率 | —      | —        | 12.7    | —      |
| 早期健全化規準 | 15.00  | 20.00    | 25.0    | 350.0  |
| 財政再生規準  | 20.00  | 30.00    | 35.0    |        |

備考： 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額、連結  
実質赤字額がないこと及び実質公債費比率、将来負担比率が算定されないことを表す。

## 平成 2 5 年度資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定に基づく  
資金不足比率

（単位：％）

| 特別会計の名称    | 資金不足比率 | 経営健全化規準 |
|------------|--------|---------|
| 簡易水道事業特別会計 | —      | 20.0    |

備考： 資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、資金不足額が発生していないこ  
とを表す。